# 自家用発電機のカバーエリアについて

### 1. 概要

発電機回路とする負荷については、国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課監修の建築 設備設計基準(平成14年版)の甲類を参考とすること。

- 2.発電機回路とする負荷
  - (1)大地震後に災害対策活動を行うに必要な負荷(区役所及び管理室部分)
    - · 照明回路

活動拠点室(B、C会議室)・・・全灯数

一般事務室:1スパン灯以上

一般諸室:全灯数の1/2~1/3

一般廊下:全灯数の1/2~1/3

階段:全灯数(非常用電源内蔵も可)

#### (区役所機能)

各執務室、廊下系統、自動交付機、物品倉庫、相談室、会議室、電話交換機室、 食事室、文書保存庫、医務室

(管理室)

管理事務室

管理室(中央監視室)

· 通信、連絡用機器

電話交換機、拡声、インターホン親機など

公衆電話

· 情報処理装置

サーバー室

管理室(中央監視室)

· 空調関連機器

サーバー室、電話交換機室

管理室(中央監視室)

- ・ 給水・排水ポンプ・・・・・・・・・全数
- ・ コンセント・・・・・・・・・・・・・・・・業務の継続に必要なもの。

## (区役所)

コンセント回路

各業務用端末コンセント、EPS 用コンセント、HUB 用コンセント自動交付機用、B、C 会議室コンセント(コピー、FAX 1台ずつ)

## (管理室)

## 管理事務室

各業務用端末コンセント、HUB 用コンセント

管理室(中央監視室)

警報盤、自火報受信機、非常用アンプ、ITV、

照明制御盤、親時計、トイレ呼出表示器、インターホン、機械警備盤、

誘導無線アンプ、ELV 監視盤、音声ガイド装置、映像システム制御装置

・エレベーター

各バンクに1台

· 監視制御装置

中央処理装置、伝送端末局等必要なもの(UPS を含む)

#### (2)防災用負荷

•	非常用エレベーター・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	・全数
•	消火ポンプ、排煙ファン・	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	・全数

- ・ 非常用照明、誘導灯・・・・・・・・・・・全数
- ・ 自動火災報知装置、非常放送装置・・・・・・・全数

(防排煙連動制御装置、シャッター等防災機器含む。)

・ 直流電流装置・・・・・・・・・・・・・・・全数

## (3)発電気運転に必要な負荷

- ・ 発電機室給排気ファン・・・・・・・・・全数
- ・ 発電機用補機 (移送ポンプ含む。)・・・・・・・全数